

第9期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価（中間評価・最終報告）

2.【隠岐広域連合】

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
1.官民協働体制の推進	<p>養成校との提携のもと介護人材の確保、離職防止及び育成を柱とした人材確保事業に取り組んできた。また、隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会を定期的に開催し、関係機関の取り組みを共有するとともに、課題や方向性について論議を重ねてきた。</p> <p>介護サービス事業所においては意見交換会やヒアリングを行い、事業所が抱える人材確保等の課題抽出や情報共有を図った。</p> <p>高齢者を取り巻く課題は複雑、多様化しており、今後も各町村と介護サービス事業者がお互いの役割を理解し連携を深めていく必要がある。</p>	<p>①隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会</p> <p>②介護保険担当者会議</p> <p>③隠岐圏域地域包括ケア推進研修会</p> <p>④4町村が地域包括ケアシステムを推進する独自の取り組みへのフォローアップ</p> <p>⑤事業所意見交換会の開催</p> <p>⑥福祉体験交流事業</p> <p>⑦外国人労働者の受け入れ支援</p>	<p>隠岐4町村が主体となり、その地域特性に応じた地域包括ケアシステムを推進していくのに合わせ、保険者として、隠岐4町村との協働はもちろん、養成校や介護サービス事業者との連携を強めることで、産官学が一体となった取り組み推進を目指していく。</p> <p>① 2回/年 ② 3回/年 ③ 1回/年 ④ 随時 ⑤ 1回/年 ⑥ 1回/年 ⑦ 相談窓口の設置</p>	<p>第8章 隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進</p> <p>1.官民協働体制の推進</p> <p>75～78ページ</p>	<p>① R6:第1回:7/18、第2回:3/25開催</p> <p>R7:第1回:6/23、第2回:11/11、第3回:3/26開催</p> <p>② R6:第1回:5/1、第2回:6/5、第3回:12/3、第4回:1/28開催</p> <p>R7:第1回:4/30、第2回:8/8、第3回:10/9、第4回:3/17開催</p> <p>③ R7.3.18,19開催(77名参加)</p> <p>R7.9.18開催(62名参加)</p> <p>④ 介護保険制度学習会を島前病院で開催(R6:10/23)、海士町におけるサービス提供体制に関する協議(R8:3/9、3/17)</p> <p>⑤ 個別ヒアリングを実施(R6:18法人)</p> <p>⑥ R6:8/1～8/3(10名)、R7:8/21～8/23(9名)で開催</p> <p>⑦ R6:OURによる説明会を10/29に開催(2事業者参加)</p> <p>R7:⑥の受入れに際し、留学生を8名受け入れた。</p>	<p>【A】</p> <p>① R6年度から体制を変更し開催。</p> <p>② R6年度は隠岐地域包括ケア推進WGとして開催。R7年度は担当者会議として開催。</p> <p>③ R6:FINELINKの導入説明会として開催。</p> <p>R7:FINELINKのフォローアップ研修会として開催。</p> <p>④ R6:西ノ島町と協働で実施した。</p> <p>R7:指定基準や人員基準等の情報提供を行った。</p> <p>⑤ FINELINKの導入説明と併せて個別ヒアリングを実施。</p> <p>⑥ 西ノ島町、隠岐の島町で実施。</p> <p>⑦ 外国人人材の受入れに関する情報提供の場として企画。</p>	<p>①②R7より新たな体制としてスタートできた。都度担当者会議を開催し、構成町村と連携できている。</p> <p>③令和6年度は地域活性化支援ということでFINELINKの導入に向けて取り組み、令和7年度より本格稼働した。R7.3.31時点で107アカウントを運用中。</p> <p>④⑤海士町、西ノ島町において、介護サービスの再編の動きがあり、構成町村や事業所からの問い合わせに都度対応している。</p> <p>⑥⑦関係人口を拡げるといった視点からも意義のある取り組みだが、最終的に就労につながるような仕掛けが必要である。また、外国人留学生が来島するケースが多くなっており、その受け入れ強化を図る必要がある。</p>	A
2.介護人材の育成及び定着の推進	<p>資格取得や専門性向上に資する研修の多くは本土で開催されており、離島における介護サービス事業者は本土と比較して負担が大きい。島内で多様な研修が受講できる体制を整えていくことは、離職防止の観点からも重要である。研修のオンライン化や隠岐会場の設定を島根県に要望し、協議を重ねてきたが一部オンライン化となったものの依然多くの研修が本土で開催されているのが現状であり、引き続き県との協議を行い、また地元指導者と協働のもと多様な研修が実施されるよう取り組んでいく。</p>	<p>①-1介護実務者研修教員講習会</p> <p>①-2フォローアップ研修</p> <p>①-3介護実務者研修教員講習会修了者派遣</p> <p>②地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上に資する研修</p>	<p>オンライン会議システムを活用した研修の導入や隠岐会場での開催に向けて島根県と協議を継続し、地元指導者と協働のもと、隠岐圏域において多様な研修が実施されるよう取り組んでいく。</p> <p>①-1 実施しない</p> <p>①-2 1回/年</p> <p>①-3 入門的研修、実務者研修等開催時</p> <p>② 1回/年</p>	<p>第8章 隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進</p> <p>2.介護人材の育成及び定着の推進</p> <p>79ページ</p>	<p>①-1 実施予定なし</p> <p>①-2 R6:①-3に併せて個別フォローを実施、R7:フォローアップ研修R8.2.22開催</p> <p>①-3 実務者研修へ3名の講師を派遣</p> <p>② R6.10.28、R7.8.1隠岐の島町社協と共催で福祉サービス職員研修会を実施予定</p>	<p>【A】</p> <p>①-1 12名体制で継続することを確認し、9期期間中は開催しないこととする。</p> <p>①-2 実務者研修へ派遣する講師と研修実施に向けた協議の場を設け、必要に応じて研修実施機関である大阪健康福祉短期大学とつなげた。フォローアップ研修では実務者研修の振り返りも行き、次年度の体制等を確認した。</p> <p>①-3 隠岐圏域で養成した講師を実務者研修に派遣することで、隠岐圏域で継続して実務者研修が実施できるようになった。</p> <p>② 隠岐の島町社協と連携し研修を実施した。</p>	<p>①R6より隠岐広域連合で養成した講師を実務者研修に派遣しているが、R7からは当該研修の医療的ケアについても隠岐広域連合が主体となり講師調整を行っている。研修の実施に向けて動き出しが遅くなり、タイトなスケジュールで動いたため、余裕を持ったスケジュール設定を行い、講師陣が余裕をもって研修に臨めるよう留意する。</p>	A
3.ICT等活用及び業務効率化の推進	<p>介護ロボット等の使用展示会を開催し介護現場で活用できる介護ロボット等に触れることのできる機会を提供した。</p> <p>今後は限られた人員で効率的な業務を遂行していくために介護ロボットやICT機器の導入に併せ人材や資源を有効活用する必要があり、情報提供の機会を設け介護サービス事業者が積極的に業務効率化等に取り組めるように支援する。また、町村とはもちろん、島根県とも連携を強めていく。</p>	<p>①介護ロボット及びICT機器の導入支援</p> <p>②業務効率化及び生産性向上に係る研修</p> <p>③文書負担軽減の推進</p>	<p>第9期計画においても事業所のニーズに合わせた形で情報提供の機会を設け、介護サービス事業者が積極的に業務効率化等に取り組めるよう支援していく。また、都道府県では、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援へとつなぐワンストップ窓口の設置が努力義務となる。隠岐4町村はもちろん、島根県との連携も強め、効果的な介護サービス事業者支援を目指していく。</p> <p>① ニーズ調査 1回/年 ② 1回/計画期間中 ③ 令和7年度開始</p>	<p>第8章 隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進</p> <p>3.ICT等活用及び業務効率化の推進</p> <p>80ページ</p>	<p>① R6:個別ヒアリングで情報収集を行った(18法人)</p> <p>R7:FINELINKの導入にあたり、支援が必要は事業所へ個別訪問を行い対応した(5法人)</p> <p>② FINELINK導入に向けた事業所説明会(R7.3.18,19)、トライアル(R7.3.18～31)、スタートアップミーティング(R7.5.13,14)、フォローアップミーティング(R7.9.18)</p> <p>③ 電子申請届出システムをR7年3月1日より運用を開始した。</p>	<p>【A】</p> <p>①② 医療と介護の情報連携ツールとしてFINELINKの導入に向けて、説明会やトライアルを実施した。購入後は適宜事業所から操作方法などの問い合わせに対応し、必要に応じて訪問も行った。また、ツールの定借に向けて積極的なツールの利用に努めた。</p> <p>③ 運用開始前に、事業所宛てに電子申請届出システムの利用開始に伴う対応についての通知文を送付し、ホームページでも周知した。また、集団指導でも案内している。</p>	<p>①②概ね計画通りに実施できている。R7.5.13～より本格導入となった。導入後は適宜事業所からの問い合わせに対応しながら、ツールの定借に向けてフォローアップミーティングを行いつつ、隠岐広域連合でも積極的なツールの活用に努めた。介護支援専門員を中心に好評をいただいている。</p>	A

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
4.介護サービス事業者の支援・育成	オンライン会議システムを活用しながら運営指導及び集団指導を開催し成果も見られている。今後も継続して実施することで、算定要件が複雑な加算や制度改正等について理解を深めていただくよう支援する。	①運営指導 ②集団指導	地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の適切な事業運営に資する運営指導、集団指導等に取り組んでいく。併せて前述の研修会や業務効率化支援等を通じ、質の向上を目指していく。 ① 3～5事業所/年 ② 1回/年	第8章 隠岐圏地域包括ケアシステムの深化・推進 第1節 介護人材の育成及び生産性向上の推進 3.ICT等活用及び業務効率化の推進 81ページ	①R6年度2事業所、R7年度4事業所実施 ②R7年3月28日WEB会議、R8年3月30日資料掲載にて実施	【A】 計画通り実施できた。	今後も制度改正等の動向を注視したうえで、適宜オンライン会議システム等も活用しながら運営指導及び集団指導を開催していく。	A
5.要介護認定の適正化	認定調査及び介護認定審査会における要介護(要支援)度判定の平準化に努め、研修や合議体の再編成を行っている。引き続き審査内容に差が生まれないよう介護認定調査及び介護認定審査会の平準化に向け取り組んでいく。	①認定調査結果の点検 ②介護認定審査会委員及び認定調査員研修の開催 ③合議体の再編成	介護認定調査及び介護認定審査会における平準化に向け、調査員及び審査会委員の資質向上に取り組んでいく。また、研修の受講率向上を目指していく。 ① 認定調査結果の全件点検 ② 認定調査員研修 1回/年 認定審査会委員研修 1回/年 ③ 2回/年	第8章 隠岐圏地域包括ケアシステムの深化・推進 第2節 介護給付適正化の推進 2.要介護認定の適正化 85ページ	①認定調査結果の全件点検をおこなっている。 ②・認定調査員新任研修 R6.5.7実施 受講者6名 R7.4.22実施 受講者6名 ・認定調査員現任研修 R7.12.21～R8.1.20配信 受講者43名 ・審査会委員新任研修 R6.4.18 受講者1名 ・審査会委員現任研修動画配信 R6.10.21～R6.11.20配信 受講者22名 ・厚労相介護給付適正化事業技術的助言事業を受講 R6.12.13 受講者43名 ③毎年4月、10月に合議体の再編成を実施	【A】 ①認定調査結果の全件点検を行い、必要に応じて聞き取り調査を実施した。 ②研修は計画とおり実施した。 R6.12月に厚労省の技術的助言事業を受講した。 ③合議体の再編成は2回実施した。	概ね計画通り実施できている。 R6年度、厚労省の給付適正化事業である技術的助言を受け審査会委員、認定調査員へ報告書を配布し指摘事項の共有を図った。	A
6.ケアプラン、住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検	ケアプラン点検は、質の高いケアマネジメント及びサービスの確保ができるように隠岐地域介護支援専門員協会と連携し研修会や点検を実施している。引き続き実施する。 住宅改修については、利用者の状態及び住環境から、必要性・妥当性等を点検及び審査している。施工後には事前申請と相違ないことを確認し点検及び審査を行っている。引き続き実施する。 福祉用具購入・貸与については、必要性や貸与要件に合致しているか点検及び審査を行っている。引き続き実施する。	①ケアプラン点検 ②ケアマネジメントに関する研修会の開催 ③住宅改修の点検 ④福祉用具購入・貸与の点検	・ケアプランの点検及び支援を行うことにより、利用者が真に必要とする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図っていく。 ・住宅改修の点検については、利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、完成後の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の排除を図っていく。 ・福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を推進していく。 ① 81件 ② 1回/年 ③ 施工前 写真での点検全件 訪問点検3件 施工後 写真での点検全件 訪問点検1件 ④ 購入 提出書類での点検全件 訪問点検1件 貸与 確認依頼書での点検15件 訪問点検1件	第8章 隠岐圏地域包括ケアシステムの深化・推進 第2節 介護給付適正化の推進 3.ケアプラン、住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検 86～88ページ	① R6:77件、R7:51件 ② R6.5.21、11.4、12.12、R7:2.25 ③住宅改修 R6:施工前 写真点検110件 訪問点検2件 施工後 写真点検103件 R7:施工前 写真点検106件 訪問点検1件 施工後 写真点検90件 ④福祉用具購入・貸与 P6:購入 提出書類点検142件 貸与 提出書類点検34件 P7:購入 提出書類点検121件 貸与 提出書類点検34件	【A】 ① 訪問による点検も実施した。当初予定していた件数より減少しているのは対象事業所の休廃止等による対象者の減少もの。 ②R6:県主催の研修会に参加した。 R7:ハイブリッド形式にて実施 ③④計画通り実施できている。	①②概ね計画通りに実施できている。点検結果を経年で比較、分析し、次の点検に活かす取り組みが必要である。また、令和7年度は点検の実施、結果の通知に遅れが生じた。ケアマネ協会との連携を密にし、点検計画に沿った事業実施に努める。 住宅改修及び福祉用具購入・貸与について、適正な支給につながるよう、必要に応じて電話確認や現地確認、制度理解の周知を継続していく。	A

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
7.縦覧点検・医療情報との突合	<p>国保連への委託により実施しており、保険者による点検については項目を絞っての実施となっている。引き続き国保連へ業務委託し、定期的な活用及び効果的な点検を行い介護給付の適正化につなげる。</p>	<p>①国保連への委託 ②縦覧点検関連帳票の点検</p>	<p>・医療情報との突合については、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うために国保連へ委託することで、医療と介護の重複請求の排除等を図っていく。 ・縦覧点検については、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図っていく。</p> <p>① 3～5事業所/年 ② 1回/月</p>	<p>第8章 隠岐圏域地域包括ケアシステムの深化・推進 第2節 介護給付適正化の推進 4.縦覧点検・医療情報との突合 89ページ</p>	<p>・縦覧点検6帳票の確認を行なった。また、ケアプラン点検の実施に帳票を活用した。運営指導への帳票の活用した。</p>	<p>【A】 概ね計画とおり実施できた。</p>	<p>国保連への委託を継続し、保険者による帳票の活用は計画的に実施していく。</p>	A

【評価の基準】

A・・・事業計画通りの事業に取り組みを始めている。

B・・・事業計画通りの事業に取り組もうと準備している。

C・・・事業計画通りの事業に全く取り組んでいない、準備もしていない。